

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	
計画主体	古賀市

古賀市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 古賀市建設産業部農林振興課農林振興係
所在地 福岡県古賀市駅東1-1-1
電話番号 092-942-1111
FAX番号 092-942-3758
メールアドレス nourin@city.koga.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、ヒヨドリ、カラス、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県古賀市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		被 害 金 額	被 害 面 積
イノシシ	水 稲	357 千円	0.34 ha
	果 樹	2,205 千円	0.49 ha
シ カ	果 樹	567 千円	0.56 ha
ヒヨドリ	果 樹	721 千円	0.39 ha
カラス	果 樹	1,924 千円	0.61 ha
タヌキ	野 菜	被害報告、捕獲実績はあるが不明	
アナグマ	野 菜	被害報告、捕獲実績はあるが不明	
合 計		5,774 千円	2.39 ha

(2) 被害の傾向

①イノシシ

農業者の高齢化が進んでいるため、個人での対策が困難な状況になりつつあると共に、農地や山林、原野の開発によりイノシシの生息区域が拡大し、農産物の被害が拡大している。イノシシによる被害は農業者の生産意欲を減退させており、耕作放棄地の増加の一因になっている。また、市街地への侵入が増加しており、農業被害だけでなく人的被害も懸念される。

②シカ

シカによる被害は、山間部を中心に年間を通して発生している。近年は特に柑橘類の樹木への被害が大きくなってきており、特徴としては剥皮被害や、若芽、新芽を齧られる被害が増加している。また、集落等における目撃や生活圏内への侵入が増加し地域住民の生活に支障を来している。

③カラス、ヒヨドリ

鳥類による被害は、柑橘類等の果樹を中心に拡大している。また、農産物被害だけでなく集落周辺での生活環境への悪影響などの被害報告が多くなっている。また、ヒヨドリは、家庭菜園(果樹、野菜)での被害の声が寄せられており、今後の被害拡大が懸念される。

④タヌキ、アナグマ

タヌキ、アナグマによる被害は多く発生している。野菜等の小規模な被害ではあるが、十分な防除ができておらず、被害拡大が懸念される。また、市街地での目撃情報が増加しており、生息範囲が広がっていく傾向がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥 獣 名	指 標	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和8年度)
イノシシ	被 害 金 額	2, 562 千円	1, 852 千円
	被 害 面 積	0. 83 ha	0. 60 ha
シ カ	被 害 金 額	567 千円	304 千円
	被 害 面 積	0. 56 ha	0. 30 ha
カラス	被 害 金 額	1, 924 千円	1577 千円
	被 害 面 積	0. 61 ha	0. 50 ha
ヒヨドリ	被 害 金 額	721 千円	370 千円
	被 害 面 積	0. 39 ha	0. 20 ha
タヌキ	被 害 金 額	0 千円	0 千円
	被 害 面 積	0 ha	0 ha
アナグマ	被 害 金 額	0 千円	0 千円
	被 害 面 積	0 ha	0 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取組	柏原郡猟友会古賀支部に鳥獣捕獲等事業を委託し、被害防止の目的での予察捕獲や対処捕獲を行なってきた。	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。特に、シカやイノシシ等の捕獲鳥獣の処理は、相当の体力が必要であり、体制整備が急務となっている。
防護柵の 設置等に 関する取組	古賀市の補助金や国庫事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)を活用し電気柵等の設置補助を行なってきた。	設置箇所以外の農地での被害が増加するため、周辺農地と連携した計画的な設置が必要となってきた。 また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝地帯の整備)、追払い活動の住民に対するよりいっそろの普及啓発活動が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

これまで古賀市では、捕獲については、粕屋郡猟友会古賀支部に委託し、防除については農業者への電気柵の導入経費の補助を行なってきたが、猟友会会員、農業者ともに高齢化が進んできていることから、狩猟者の担い手の育成を図る必要がある。

また、イノシシ、シカの市街地への侵入による生活被害や、シカによる被害が農産物の食害だけでなく、森林における目撃情報の増加や剥皮被害も続いているため、捕獲数を増やすための取組を実施する。

- ①ワナ免許取得の推奨
- ②担い手への技術の継承
- ③関係機関の連絡調整会議の開催
- ④有害鳥獣の生息状況と生態の調査
- ⑤有害鳥獣捕獲数増加のための取組

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除は、粕屋郡猟友会古賀支部に委託して行う。被害農業者等からの依頼を受け、銃及びわなの捕獲隊が現地調査を行い、被害状況に応じた捕獲方法で対処する。

また、シカの生息密度増加により、森林被害が認められることから、古賀市による計画的な捕獲を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備・自衛のための狩猟免許取得の推進・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究
7年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備・自衛のための狩猟免許取得の推進・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究
8年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備・自衛のための狩猟免許取得の推進・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績や被害多発地域からの出没状況のヒアリング、県の生息状況に関する情報等により、被害状況を把握し計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	250	250	250
シカ	300	300	300
ヒヨドリ	30	30	30
カラス	30	30	30
タヌキ	30	30	30
アナグマ	30	30	30

捕獲等の取組内容

○イノシシ・シカ

銃器・ワナを用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで予察捕獲を行なう。

銃器・ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行なう。

○カラス・ヒヨドリ

銃器を用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで対処捕獲を行なう。

○タヌキ・アナグマ

箱ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ 20,000m	ワイヤーメッシュ 20,000m	ワイヤーメッシュ 20,000m
イノシシ・シカ	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m

(2) その他被害防止に関する取組

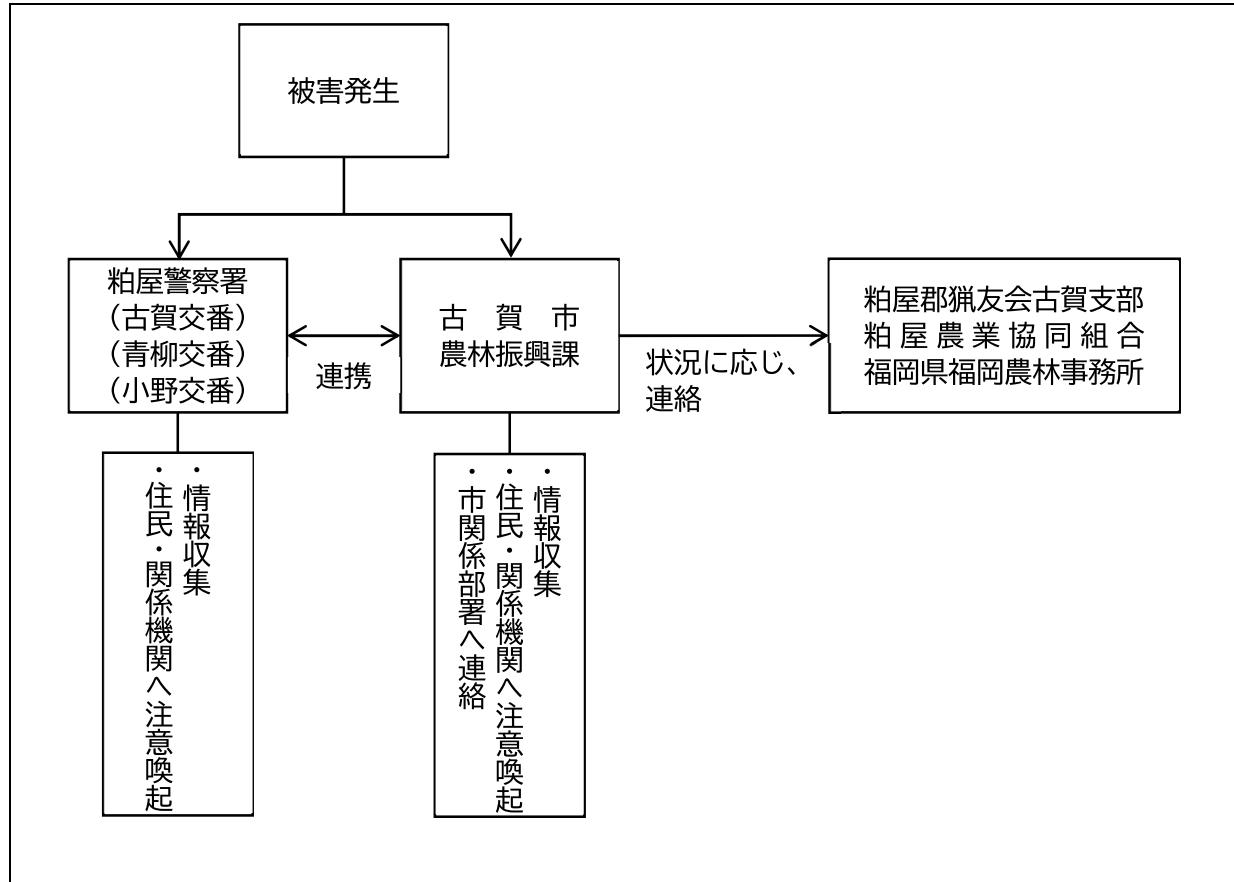
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。
令和7年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。
令和8年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古賀市 農林振興課	情報収集、駆除・捕獲依頼 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追い払い
柏屋警察署	情報収集 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追い払い
柏屋郡獵友会古賀支部	駆除・捕獲
柏屋農業協同組合	市・警察署に情報提供 農家への注意喚起
福岡県福岡農林事務所	市・警察署に情報提供 相談対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	処理方法
イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	捕獲現場での埋没、焼却処分や産廃業者による処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマについて、一部は捕獲者が持ち帰り食肉として自家消費。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	吉賀市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関等の名称	役割
古賀市農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行なう。
柏屋郡猟友会古賀支部	有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行なう。
福岡県福岡農林事務所 (福岡県鳥獣保護員)	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
古賀市農区長会	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
福岡県広域森林組合	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
柏屋農業協同組合 福岡県福岡農林事務所 (農山村振興課・林業振興課) 北筑前普及指導センター 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (地域環境課)	生育状況等に関する情報の提供 被害防止対策に関する技術的な助言
柏屋警察署	人的被害対策に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・市職員による実施隊を編成（令和5年度：農林振興課職員4名）
- ・適宜民間の実施隊員を任命（令和5年度：20名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

古賀市内における農作物の被害は深刻な状況に陥っているため、国庫事業を活用し侵入防止柵の整備を進めているが、山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域がある。そのため、近隣地域住民に依頼し、地域で被害防止策を講じる体制づくりを検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

古賀市の周辺地域の被害防止対策協議会と連携し、情報交換等を行なう。